

令和 6 年度

第 10 回 石巻市農業委員会定例総会会議録

令 和 7 年 1 月 29 日

石 巷 市 農 業 委 員 会

第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年1月29日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 石巻市標準農作業料金の設定について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
10番	佐々木			洋	委員	11番	伏	見	さと	子	委員
12番	岡	田	正	男	委員	13番	高	瀬	禎	司	委員
14番	佐々木	文	彥	彦	委員	15番	高	橋	善	宏	委員
16番	高	橋	由	佳	委員	17番	遠	藤	章	一	委員
18番	武	山		勝	委員	19番	高	橋	千代	恵	委員

欠席委員（1名）

9番 高 橋 生 一 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

21番	木	村	和	広	委員	22番	保	原	政	美	委員
23番	渥	美	浩	晃	委員	24番	武	山	礼	二	委員
25番	佐々木			繁	委員	26番	首	藤	勝	博	委員
27番	山	口	修	一	委員	28番	佐	藤	和	隆	委員
29番	佐々木	勝	行	彦	委員	30番	安	部	秀	逸	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	36番	西	條	健	一	委員
37番	榎	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	阿	部	正	展	委員						

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

20番 山 田 信 悅 委員

事務局職員出席

渋 谷 幸 伸 事 務 局 長
星 貴 幸 事 務 局 長 業 佐
兼 農 地 係 長

三 浦 武 宏 事 務 局 次 長
佐 藤 友 人 主 査

山 本 万 里 主 任 主 事

菅 井 泰 弘 主 任 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第10回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

午後 1 時 35 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。高橋生一農業委員、山田信悦推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号13番高瀬禎司委員、14番佐々木文彦委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

◎報告第1号～報告第6号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2報告第1号使用貸借の解約による通知についてから、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書の1ページをご覧ください。今月の受理件数は3件で解約の理由は全て売買のためでございます。

続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は2ページから21ページです。今月の受理件数は28件で、解約の理由は売買によるものが22件、貸人の都合によるものが2件、換地処分に伴う調整によるものが2件、転用によるものが2件でございます。

最後に、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は22ページから23ページです。今月の受理件数は3件で建売住宅敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが1件、太陽光発電施設用地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3議案第1号非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の24ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。

当該地は、平成7年の道路買収の残地です。所有者は遠方に住んでおり、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号2、議案書の24ページ、地図資料は2ページをご覧ください。

当該地は、平成24年1月に農地法第4条の許可を受け、許可通りに転用し、住宅敷地として利用してきた土地です。

次に番号3、議案書の24ページ、地図資料は3ページをご覧ください。

当該地は、昭和55年5月に農地法第5条の許可を受け、許可通りに転用し、事業用敷地として利用してきた土地です。

次に番号4、議案書は25ページ、地図資料は4ページをご覧ください。

当該地は昭和32年に作業場を建築した際に誤って越境し、現在まで利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号5、議案書は25ページ、地図資料は5ページをご覧ください。

当該地は平成16年頃から事業用の駐車場などとして利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号6及び番号7、議案書は25ページから26ページ、地図資料は6ページをご覧ください。同一案件のため、併せて説明いたします。

当該地は平成15年から工場敷地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号8、議案書は27ページ、地図資料は7ページをご覧ください。

当該地は、昭和53年に自宅を建築した際に誤って越境し、宅地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号9、議案書は27ページ、地図資料は7ページをご覧ください。

当該地は、前所有者が高齢のため耕作できなくなり、山林化したもので。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長）　ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会佐々木洋委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長　それでは、ご報告いたします。

1月21日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長）　ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、本案9件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長）　次に、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査　それでは説明いたします。

議案書は28ページになります。

番号1、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は田1筆、面積270平方メートルです。

番号2、事業継承のための使用貸借権の設定です。申請地は田4筆、面積19,645平方メートルです。

番号3、議案書は29ページです。事業継承のための使用貸借権の設定です。申請地は田2筆、面積7,206平方メートルです。

番号4、子への経営移譲のための贈与です。申請地は田2筆、面積5,889平方メートルです。

番号5、子への経営移譲のための贈与です。申請地は田11筆、畠2筆、面積18,272平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案5件について許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の31ページ並びに地図資料8ページをご覧ください。倉庫を建築し、事業用地とする転用です。農地区分は集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は31ページ、地図資料は9ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書は31ページから32ページ、地図資料は9ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号4、議案書は32ページ、地図資料は10ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は300メートル以内に鉄道の駅がある農地であることから第3種農地に該当します。

次に番号5、議案書は33ページ、地図資料は11ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号6、議案書は33ページ、地図資料は11ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号7、議案書は33ページ、地図資料は12ページです。太陽光発電施設用地とするための転用

です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号8、議案書は34ページ、地図資料は13ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号9、議案書は34ページ、地図資料は14ページです。事業用の駐車場とするための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1拡張の例外規定が適用されます。

次に番号10、議案書は34ページ、地図資料は15ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号11、議案書は35ページ、地図資料は16ページです。事業用の車両置場とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。なお、既に使用されていることから始末書が提出されています。

次に番号12、議案書は35ページ、地図資料は17ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありました、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

○3番前野利春委員 議案書33ページ、番号7についてありますが、これまでいろいろ太陽光発電施設用地の申請が上がって現地調査で見てきた場所は、条件の悪い休耕田だったりとか、畑耕作しないから太陽光にしようという感じで申請が上がってきていたのですが、この7番は去年まで稻作が作付されてて、稻株がすっかり建てるような上田っていうか、条件の良い田んぼだったんです。現地調査終わってどうなんだべねっていうことで、ここに帰ってきて会議を再開する前にその話をしたんですけども、やはり第2種農地ということで申請が上がってきたものには断る理由がないんだっていうようなことでした。これからも太陽光発電施設用地の申請はどんどん上がってくると思うんですけども、せめてこの上田については何らかの規制を設けられねえのかなっていうようなを感じたので、一応意見として申し上げたいと思います。以上です。

○渋谷幸伸事務局長 転用の許可は、それぞれの制限約項目がクリアできれば許可しなくてはなりません。ただ、前野委員がおっしゃったことは心に留めておくことは大変いいことかと思いますので、

ご意見としては承ります。

○議長（高橋千代恵会長） 私も宮城県農業会議常設審議会に委員として参加しておりますが、太陽光発電施設用地が多いことは伺っております。その中で、角田市では豊かな自然環境や安全安心な生活環境と発電設備との調和を図るための条例を制定したという話も耳にしました。

私たちもその地域、その場所での自然エネルギー発電施設の在り方について、もう少し深慮が必要かなと感じたところです。

では、会議を進めます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案12件について原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6議案第4号旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は36ページから49ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。

別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご利用ください。

はじめに、中間管理機構による一括方式の利用権設定については8件で16筆、合計面積は51,790平方メートルです。貸借期間は5年と10年です。10アール当たりの賃借料は水田利用で10,000円から13,000円となっております。米による物納は60キログラムと80キログラムです。

次に、所有権移転については25件で73筆、合計面積は156,358平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で49,892円から400,000円、畠地利用で250,083円から500,000円となっております。

また、中間管理機構をとおした売買があります。対象は一覧表の4番と5番の案件で、今月総会で中間管理機構が買い取り、来月総会で受け手への売り渡しを行うものです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の8件、所有権移転の25件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長）　ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は36ページから38ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、本案一括方式8件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は39ページから49ページになります。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、初めに番号19番を議題といたします。議案書は47ページになります。ここで、議長を武山会長職務代理者と代わります。

○議長（武山勝会長職務代理者）　ここから暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。

([] 番 [] 委員　退場)

○議長（武山勝会長職務代理者）　本案番号19番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案番号19番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者）　異議なしと認め、本案番号19番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。

([] 番 [] 委員　入場)

○議長（武山勝会長職務代理者）　[] 委員に申し上げます。本案番号19番については、原案

のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

以上持ちまして、議長職を高橋会長にお返しします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に所有権移転のうち、只今決しました番号19番を除いた番号1番から18番、20番から25番までの24件について審議いたします。

議案書は39ページから49ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案所有権移転にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案所有権移転24件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7議案第5号石巻市標準農作業料金の設定についてを議題といたします。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご説明いたします。

議案書は50ページ、併せて、配布しております別紙1、令和7年度適用石巻市標準農作業料金をご覧願います。

標準作業料金の設定にあたっての対象となる作業につきましては、稲作が主体であることから稲作作業としており、その種類は育苗、耕起、代かき、田植え、防除、収穫、乾燥、調整の7作業を基本としています。算定方式につきましては、受託者の労働費、機械の原価償却費等が適正に確保され、共通の理解のもとに納得のいくものでなければならないという前提のもと、地域の実態に応じて検討するために今月20日に標準農作業料金検討協議会に諮りました。

協議会では、最低賃金改定状況、石油製品の小売価格推移、農作業料金に関する調査結果概要、水稻の収量調査結果、生産者概算金、農業機械の価格、本市の料金の推移等をお示しし、試算結果、昨年の状況、全国平均の数値等を説明のうえ、項目毎に協議・検討した結果は、配布資料のとおりです。

概要としては、試算結果等を考慮のうえ、全体としては昨年比5パーセント以内の上昇としているところです。昨年との変更箇所等は、雇用賃金欄に「県の最低賃金が改定された場合は下回らないように留意ください。」の字句を加えています。昨年の10月に最低賃金が改定され、時給973円となりましたが、本市の軽作業時給が930円で設定しており、不具合が生じたことから字句を加えることとし、時給と1日当たりの賃金を表記することとしました。

削除した箇所は、稲作の一般的な農作業受委託ではないと思われる畑耕起を削除、また直接的な農作業でないこと、他の法令との兼ね合いから玄米運搬も削除しています。整理統合したものは、乾燥

と糊摺り、個別に受委託することは少ないために乾燥・調整と改め、10アール当たり30キログラム当たりの標準に変更しています。なお、均平整地作業の、均平精度プラスマイナス2.5センチメートルは難しいことから文言を削除しています。

要望事項としては、ドローンによる液剤散布、トラクターモアによる草刈も目安として記載できなか等の要望・意見があり、次年度に検討することとしております。項目毎の作業料金については、読み上げ説明を割愛させていただきますので、料金表をご確認願います。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長）　只今、事務局から説明がありました、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、本案について、全て原案のとおり決しました。

◎閉　　会

○議長（高橋千代恵会長）　以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第10回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時11分　閉会